

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	環境審議会	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本
		担当者名	佐々木	内線	486
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	環境審議会運営費（28-01-02-02）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成	21年度	根拠	荒川区環境基本条例	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	環境配慮活動の推進[07-01]			
目的	荒川区環境基本条例に基づき、その適正な執行を図るとともに条例の基本的事項を調査審議を行うことを目的とする。				
対象者等	区・区民・事業者等				
内容	荒川区環境基本条例に基づき設置。 区の環境保全に関し、基本的事項を調査審議する。 開催実績：平成21年度 1回/平成22年度 2回/平成23年度 0回/平成24年度 2回 構成員：16名 学識経験者2名 区議会議員4名 区民5名 事業者2名 関係行政機関2名 区職員1名				
経過					
必要性	地球温暖化やヒートアイランド現象など深刻な環境問題を改善し、将来の世代へより良い環境を引き継ぐ環境先進都市あらかわを実現するためには、区民・事業者・学識経験者・区が一体となって取り組むことが重要であり本事業の必要性は高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）				

		(単位：千円)						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算・決算額等の推移	予算額				984	978	636	577
	①決算額（24年度は見込み）				149	239	0	577
	②人件費等				26,877	1,448	1,407	
	③減価償却費					581	622	
	【事務分担量】（%）				400	20	20	
	合計（①+②+③）	0	0	0	27,026	2,268	2,029	577
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	27,026	2,268	2,029	577
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	環境審議会				1回	2回	0回	2回

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委員報酬	審査会委員報酬	173	審査会委員報酬	0	審査会委員報酬	434
	特別旅費	委員会出席者旅費	4	委員会出席者旅費	0	委員会出席者旅費	15
	食糧費	審査会賄い（お茶等）	2	審査会賄い（お茶等）	0	審査会賄い（お茶等）	6
	役務費	会議テーブル反訳	60	会議テーブル反訳	0	会議テーブル反訳	104
	使用料及び賃借料	会場使用料	0	会場使用料	0	会場使用料	18

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	審議会開催回数	1	2	0	2		
②							
③							

(問題点・課題分析)	
他区の実況	（実施 16 区 未実施 6 区） 実施区：世田谷・杉並・練馬・中野・新宿・目黒・大田・足立・江東・北・豊島・墨田等 未実施区：文京・中央・江戸川・葛飾・品川・渋谷

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 (要旨) 質問 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	良好な生活環境の確保	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本
		担当者名	菅野	内線	483
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	生活環境審査会運営費（28-01-02-03）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	21 年度	根拠	荒川区良好な生活環境の確保に関する条例	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	健康で快適な生活環境を守るため、これまで法令等に規定がなかった迷惑行為に対して、条例により、問題となる行為を抑止し、解決までの道筋を明らかにすることにより、区民の良好な生活環境を確保することを目的とする。				
対象者等	区・区民・事業者等				
内容	<p>・区は「良好な生活環境の確保に関する条例」を制定し、平成21年4月より施行した。この条例は、区民等に対し、健康で快適な生活を阻害する行為の防止について必要な事項を定めたものである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">条例の適用の流れ</p> <p>被害が発生している周辺住民からの申出 ↓ 区が実態調査し、必要がある場合には、荒川区生活環境審査会の意見を聴いた上で立ち入り調査を行う 立ち入り調査の拒否、虚偽の回答等をした時は罰金 ↓ 実態調査や立ち入り調査の結果、区が周辺住民の生活環境に係る被害を防止する必要があると判断したとき、勧告を行う ↓ 勧告に従わない時は、期限を定めて命令を出すために審査会意見を聴く ↓ 期限を定めて命令をだす。命令に違反した時は、警察に告発する</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>■給餌による不良状態の禁止 自ら所有せず、かつ、占有しない動物に給餌することにより不良状態を生じさせることを禁止します。</p> <p>■給餌による不良状態とは、次の三つの条件がそろった状態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境に係る被害が生じていること</li> <li>・複数の住民から苦情の申出があること</li> <li>・周辺住民の間で被害の発生が共通認識になっていること</li> </ul> <p>■廃棄物等による不良状態の禁止 土地または建築物を所有し、占有し、または管理する物は、その土地等を廃棄物等による不良状態にすることを禁止します。</p> </div> </div>				
経過	平成21年4月1日「良好な生活環境の確保に関する条例」を施行 条例に基づく「生活環境審査会」を設置				
必要性	本条例は、地域における良好な生活環境を守るためのもので、地域の要望に基づき、これまで規定のなかった迷惑行為を明文化し、問題の抑止効果を期待するとともに、解決に向けた道筋を示したものであり、必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額				1,175	663	106	280	
①決算額(24年度は見込み)				327	104	0	280	
②人件費等				2,158	3,017	2,964		
③減価償却費					1,598	1,089		
【事務分担量】(%)				30	30	35		
合計(①+②+③)	0	0	0	2,485	4,719	4,053	280	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	2,485	4,719	4,053	280	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	生活環境審査会				1回	1回	0回	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委員報酬	審査会委員報酬	101	審査会委員報酬	0	審査会委員報酬	203
	特別旅費	委員会出席者旅費	2	委員会出席者旅費	0	委員会出席者旅費	6
	食糧費	審査会賄い（お茶等）	1	審査会賄い（お茶等）	0	審査会賄い（お茶等）	2
	一般需用費	迷惑防止ポスター印刷	0	迷惑防止ポスター印刷	0	迷惑防止ポスター印刷	0
	役務費	会議テープ反訳	0	会議テープ反訳	0	会議テープ反訳	69
	委託料	迷惑防止パンフレット作成	0	迷惑防止パンフレット印刷	0	迷惑防止パンフレット作成	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①							
②							
③							

（問題点・課題分析）	健康で快適な生活環境を守るため、「良好な生活環境の確保に関する条例」を制定し、平成21年4月より施行となった。この条例の運用等による迷惑行為の解決が課題である。
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	迷惑行為への対応は、環境清掃部だけでなく、区民生活部、福祉部、防災都市づくり部、保健所等と問題を共有化し、連携して解決を図っていく。	引き続き、問題を共有し、早期解決を図っていく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	区民の健康で快適な生活環境を守るための重要な取り組みである。

況議会（要旨）	20年3定 条例（案）を提出し、可決 21年2定 進捗状況について質問
---------	--

# 事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	環境推進	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本
		担当者名	齋藤	内線	482
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）		環境推進事務費（28-01-03-01）			
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	4 年度	根拠	環境基本法、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律、荒川区環境基本計画 他	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	環境配慮活動の推進[07-01]			
目的	区民一人ひとりの日常生活における環境への負荷を軽減し、循環型社会づくりを進めるため、環境問題に協働して取組む区民・事業者に対して環境保全意識の普及・啓発を図るとともに、区は区内最大の事業者として率先行動に努める。				
対象者等	区民、区内事業者、環境団体、環境関連事業者				
内容	<p>1 計画 「荒川区環境基本計画」の他、区民・事業者・区（行政）の「環境区民」としての具体的な行動をまとめた「あらかわ環境アクションプラン」（環境配慮行動計画）、区の率先行動を定めた「荒川区役所環境配慮率先行動プラン」等に基づき、以下の取組みを行っている。</p> <p>2 普及・啓発事業                  ①環境月間（6月）事業（環境・清掃フェア、環境展等）の実施、②小中学生を対象としたエコポスター・エコ標語コンクールの開催、③エコフレンドやあらかわ環境サポーターなど区民団体の環境活動支援、④環境に関する講座・研修会などの開催（まなぼ一教室、緑のカーテン講習会、夏休みエコ教室、自然観察会など）⑤環境広報誌の発行（広報誌「えことも」を23年度は4回発行）⑥地球を守る区民会議の開催 ⑦その他節電・省エネに関する事業の実施（家庭で環境にやさしい行動に取り組んでもらい、その行動を記録してもらう「エコライフチャレンジファミリー」事業、23年度は節電マイレージコンテスト等）</p> <p>3 区の環境配慮率先行動 ①区役所の省エネルギーの推進②省資源・リサイクルの推進③建築物の環境配慮の推進④環境意識の向上⑤エコアクション21認証⑥荒川区環境先進都市推進本部の開催</p>				
経過	<p>1 計画 平成11年3月「荒川区役所環境配慮率先行動計画」策定                  平成13年3月「荒川区環境配慮行動計画」策定、「荒川区役所環境配慮率先行動計画」改定                  平成16年3月「荒川区環境基本計画」策定                  平成20年12月「あらかわ環境アクションプラン」策定、「荒川区役所環境配慮率先行動プラン」策定</p> <p>2 啓発事業                  ①環境・清掃フェア（23年度は節電フェア）平成4年度から実施。平成8年度から環境月間に合わせて実施                  ②エコポスター・エコ標語コンクール ポスターは平成7年度、標語は平成9年度から実施。11年度から統合して実施                  ③区民活動支援 エコフレンド（平成7年～9年度に実施したエコフレンド養成講座の修了者23名）、環境サポーター（平成16年度から実施のあらかわ環境まなぼ一教室の修了者42名）などの活動に対して会場提供や講師派遣などを支援                  ④環境に関する研修会などの開催 まなぼ一教室は平成16年度から開催                  ⑤環境広報誌の発行：平成11年度から情報誌「あらかん」を発行し、20年度は1回（650部）発行。22年度からあらかわエコセンター情報誌「エコとも」を発行                  ⑥地球を守る区民会議 平成18年8月設置、23年度は2回開催</p> <p>3 率先行動 平成13年「荒川区グリーン購入推進方針・調達方針」策定                  平成17年「エコアクション21（環境評価プログラム）」認証、登録                  平成19年「環境先進都市推進本部」設置</p>				
必要性	地球温暖化・ヒートアイランド現象などについての理解を深め、区民一人ひとりが環境負荷軽減のために行動することが一層重要になっている。基礎自治体として、区民との協働を推進するための普及啓発活動は不可欠であり、必要性は高い。また、環境を配慮した行動を区が率先して実施し、区民、事業者の環境配慮行動を促す必要がある。				
実施方法	（ 1直営 ） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	13,170	7,512	7,399	10,703	8,945	16,451	10,790	
①決算額（24年度は見込み）	10,887	4,687	4,816	7,125	7,194	13,860	10,790	
②人件費等					36,975	41,336		
③減価償却費					19,609	31,567		
【事務分担量】（%）	150	150	140	310	675	725		
合計（①+②+③）	10,887	4,687	4,816	7,125	63,778	86,763	10,790	
国（特定財源）								
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）								
一般財源	10,887	4,687	4,816	7,125	63,778	86,763	10,790	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	環境・清掃フェア入場者数（人）	13,000	11,500	13,500	15,000	12,000	10,000	
	エコポスター・標語応募者数（点）	2,168	2,499	2,662	2,891	3,734	3,728	
	あらかわ環境まなぼ一教室（回）	6	6	9	6	6	6	
	その他環境に関する講座（回）	3	4	5	17	20	26	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）		
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
	報償費	環境に関する事業・講座	449	環境に関する事業・講座	401	環境に関する事業・講座	434	
	旅費	尾瀬自然観察会	32		0		0	
	食糧費	環境フェア弁当、区民会議等贈い	145	環境フェア弁当、区民会議等贈い	144	環境フェア弁当、区民会議等贈い	195	
	一般需用費	環境フェア、エコポスター記念品等	3,648	環境フェア、エコポスター記念品等	8,228	環境フェア、エコポスター記念品等	1,860	
	委託料	環境・清掃フェア設営委託ほか	2,317	環境・清掃フェア設営委託ほか	4,295	環境・清掃フェア設営委託ほか	7,188	
	役務費	エコアクション更新審査ほか	314	EA21審査料、ボランティア保険ほか	589	EA21審査料、ボランティア保険ほか	605	
	使用料及び賃借料	会場使用料	50	会場使用料	76	会場使用料	180	
	負担金及び交付金	エコアクション取得助成ほか	239	エコアクション取得助成ほか	127	エコアクション取得助成ほか	328	
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
	①	環境に関する講座の参加者数	1,008	1,633	1,338	—	2,000	
	②	区役所温室効果ガス排出量 (百t-CO2)	164	154	—	167 (目標値)	プラン改定時に設定	「荒川区役所環境配慮率先行行動プラン」に基づく
③								
(問題点・課題)	<p>1 環境問題に関する各種講座の参加者の年齢が60才代以上に固定化する傾向があり、若い層の参加が少ない。</p> <p>2 区民の積極的な環境配慮行動を広げるため、環境サポーターやエコフレンドなどのグループの活動に対し、講師派遣や情報提供を行うなど、区が支援する必要がある。</p> <p>3 職員のエコアクションへの取り組みが不十分である。</p>							
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)							

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度に取り組む具体的な改善内容
①	各種啓発事業の実施にあたり、開催日、開催時間、事業内容などを検討し、各年齢層が参加しやすいものとする。(土日の開催、夜間開催など) また、アンケートを行い、参加者層などを把握する	開催日、開催時間、事業内容などを更に検討し、参加しやすい事業、参加したくなる事業になるよう工夫する。
②	区内環境団体や環境区民リーダー、事業者との情報交換を積極的に行い、連携を図る。(定期的な情報交換会の開催など)	継続して、区民と区が一丸となって環境活動を推進することができるようより良い連携形態をつくる。
③	区の環境配慮の取り組みを周知し、その必要性を共通認識とする。(環境先進都市推進本部、職員報、環境活動レポートで周知していく)	職員への情報提供の充実を図る。また、環境活動の取り組みの効果を把握するために、標準となる評価方法を検討していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	一人ひとりの日常生活の中から環境問題を考えることで、環境保全意識を高めることが大切である。
議(要旨)	議(要旨)	

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	学校での環境学習推進	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本
		担当者名	海老沼	内線	482
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	学校での環境学習推進費(28-01-03-02)				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	17	根拠	環境基本法「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」、荒川区環境基本計画	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	環境教育の推進に関する法律、荒川区環境基本計画	
実施基準	○法令基準内	○都基準内	●区独自基準	計画区分	●計画 ○非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	環境配慮活動の推進[07-01]			
目的	まちの環境美化、ごみとリサイクル、地球温暖化など、身近な生活から地球規模に至るまで様々な環境問題があり、深刻さを増している。そこで、未来を担う子どもたちがこうした問題に対する理解を深め、具体的に取り組む姿勢を養っていくために、学校での環境教育を推進し、環境にやさしい子どもを育成する。				
対象者等	児童・生徒、教員				
内容	以下のような学習のメニュー化を行い、各学校からメニューに対する具体的な提案を募集し、審査・認定し実施する。 ①エコスクールプログラム ②自然・新エネルギー活用設備のモデル設置 ③水環境をテーマにした環境学習 ④清掃・リサイクル等環境学習の充実 ⑤環境交通学習 ⑥教員向け環境学習 ⑦環境学習・活動発表会				
経過	平成17年1月 教育委員会事務局へ事業説明 平成17年度 17年3月実施校決定、18年2月環境学習・活動発表会の開催（二峡小、九峡小、三中） 平成18年度 18年3月実施校決定、19年3月環境学習・活動発表会の開催（二峡小、七峡小、尾久小、ひぐらし小） 平成19年度 19年4月実施校決定、20年2月環境学習・活動発表会の開催（汐入小、二峡小、七峡小） 平成20年度 20年5月実施校決定、21年2月環境学習・活動発表会の開催（汐入小、二峡小、七峡小、ひぐらし小、三中） 平成21年度 21年4月実施校決定、22年3月環境学習・活動発表会の開催（汐入小、七峡小、ひぐらし小、三中） 平成22年度 22年4月実施校決定、23年3月環境学習・活動発表会の開催（中止）（汐入小、七峡小、ひぐらし小、三中） 平成23年度 23年4月実施校決定、24年3月環境学習・活動発表会の開催（峡田小、七峡小、三中） 平成24年度 24年4月実施校決定（瑞光小、二瑞小、汐入小、汐入東小、峡田小、三峡小、四峡小、五峡小、七峡小、九峡小、尾久小、尾久西小、赤土小、大門小、尾久宮前小、一日小、三日小、ひぐらし小、三中、四中、五中、七中、九中、尾久八幡中、原中）				
必要性	・「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」では自治体の責務として、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的、総合的な施策を策定、実施するよう努めるものと定めている。 ・持続可能な社会を築くためには次代を担う子どもたちへの環境教育・活動が不可欠であり必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	9,070	9,759	8,028	7,845	7,147	7,870	7,451	
①決算額（24年度は見込み）	6,112	8,423	6,878	6,003	6,109	7,434	7,451	
②人件費等	5,363	6,100	3,812	9,814	8,511	10,542		
③減価償却費					3,922	5,910		
【事務分担量】（%）	70	100	45	145	135	155		
合計（①+②+③）	11,475	14,523	10,690	15,817	18,542	23,886	7,451	
国（特定財源）	1,883	1,883	784					
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	9,592	12,640	9,906	15,817	18,542	23,886	7,451	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	環境学習実施校	5	9	13	15	21	25	25
	環境学習・活動発表会参加校	4	3	5	4	4(中止)	3	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	講師謝礼	970	講師謝礼	1,255	講師謝礼
食糧費	環境学習発表会児童・生徒贈い	10	環境学習発表会児童・生徒贈い	4	環境学習発表会児童・生徒贈い	24	
一般需用費	緑のカーテン作り消耗品等	4,012	緑のカーテン作り消耗品等	5,126	緑のカーテン作り消耗品等	5,448	
役務費			J r. 環境サポーター参加者保険料	1	キッズISOテキスト送料	8	
委託料	自然観察会委託	88	J r. 環境サポーター講座業務委託	456	自然観察会委託	90	
使用料及び賃借料	環境学習発表会会場使用料	0	環境学習発表会会場使用料	172	環境学習発表会会場使用料	206	
工事請負費	ビオトープ排水工事等	830	ビオトープ排水工事等	50	ビオトープ排水工事等	150	
備品購入費	水浄化ポンプ等	199	みみずコンポスト等	370	みみずコンポスト等	100	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	環境学習メニュー参加校数	15	21	25	25	—	
②							
③							

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を円滑かつ効率的に実施するうえでの実施小中学校への総合的支援強化策の検討</li> <li>児童・生徒及び教員の学習、活動成果を全学校で共有できるような工夫が必要</li> </ul>
	他区の実況 （実施 10 区 未実施 12 区） 実施：新宿、墨田、板橋 一部実施：江東、品川、目黒、大田、豊島、足立、江戸川 今後予定：世田谷、中野、江戸川

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	あらかわ環境サポーターや民間NPOなどの活用により、学校（教員）の取り組みの支援を強化	学校（教員）の支援について、順次検討を行い、環境教育の推進に向けて改善を図る。
②	環境学習・活動発表会や各学校の環境学習の成果を全校で共有できるよう（仮）環境学習誌を作成する。	環境学習誌の内容等につき、検討を行い、各校の環境学習レベルの向上につながるよう改善を図る。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	改善見直し	学校での環境学習予算は教育委員会で要求することとする。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	まちの環境美化推進事業	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本
		担当者名	菅野	内線	483
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	まちの環境美化推進費（28-01-03-03）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	9 年度	根拠	荒川区まちの環境美化条例	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	「荒川区まちの環境美化条例」に基づき、区・区民・事業者および団体が相互に協力し合い、「わがまちはわが手で美しくする」ことを目標に、環境美化活動を実践し、清潔で美しい荒川区をつくり、区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	区民・事業者及び団体等				
内容	①地域の美化活動支援：区民が主体的に行う美化活動に対し、職員の派遣・清掃用具の貸与等を支援 ②モデル地域の指定：まちの美化の推進が特に必要な地域を「環境美化推進モデル地域」として指定し、活動を支援 ③区役所周辺の美化活動：区職員による区役所周辺の美化活動を実施（年間7回） ④荒川区環境美化の日（5月30日）：関係団体との協力を得て、一斉清掃活動を実施 ⑤区内主要駅周辺でのキャンペーン活動：まちの環境美化についての普及・啓発活動及び美化活動の実施 ⑥歩きタバコの禁止：路面表示ステッカーによる啓発、駅前の歩行喫煙実態調査の実施、ポイ捨て・歩きタバコ禁止看板の設置、ポスター・横断幕・のぼり等による周知（自転車乗車中の喫煙も禁止） ⑦主要駅周辺路上喫煙禁止：南千住・町屋・日暮里・西日暮里・三河島・新三河島駅周辺において、指定地域内の路上喫煙を啓発指導員のパトロールのもと禁止を指導 ポスター・チラシ・横断幕等による周知 *美化の推進を重点的に実施するため、条例で定めた荒川区環境美化の日（5月30日）の前後に、環境美化推進期間（5月15日～6月14日）を設け、美化推進ポスターの掲示・キャンペーン等を実施				
経過	平成8年10月「荒川区まちの環境美化条例」制定、平成9年4月同条例施行、平成9年4月から普及・啓発活動・活動支援を実施している。平成20年12月に条例を一部改正し、平成21年6月改正条例を施行した。「環境美化推進モデル地域」の指定：平成15年3月町屋地域、平成15年9月日暮里地域、平成16年6月藍染川通り地域、平成17年2月南千住東部地域、平成17年5月原町会地域（現在5地域で指定済み）				
必要性	荒川区まちの環境美化条例に基づき、「わがまちはわが手で美しくする」ことを目標として清潔で美しい荒川区をつくり維持していくためには、環境美化活動の普及・啓発・活動支援を実施する必要がある。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 主要駅周辺の指定地域における路上喫煙禁止を啓発指導するため、平日の朝2時間と夕方2時間についてシルバー人材センターに業務委託をして実施している。その他のたばこ等のポイ捨て禁止及び歩きタバコ禁止等の啓発行為は環境課が直営で実施している。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	2,971	2,651	2,906	13,727	12,625	9,037	8,588	
①決算額（24年度は見込み）	1,468	1,564	1,901	11,459	9,721	8,926	8,588	
②人件費等	7,686		10,107	9,081	11,493	10,859		
③減価償却費					4,503	4,510		
【事務分担量】（%）	90		130	125	142	145		
合計（①+②+③）	9,154	1,564	12,008	20,540	25,717	24,295	8,588	
国（特定財源）								
都（特定財源）				6,063	6,181	0		
その他（特定財源）								
一般財源	9,154	1,564	12,008	14,477	19,536	24,295		
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	美化大賞受賞者数（個人）	15	15	15	14	11		
	美化大賞受賞者数（団体）	8	8	12	5	6		

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	食糧費	環境美化大賞	30			美化推進協議会	6
	一般需用費	歩きたばこ対策	1,103	歩きたばこ対策	699	歩きたばこ対策	2,275
	役務費	ポスター広告掲載料	198	ポスター広告掲載料	196	ポスター広告掲載料	196
	委託料	路上喫煙禁止啓発指導業務委託	8,373	路上喫煙禁止啓発指導業務委託	8,026	路上喫煙禁止啓発指導業務委託	6,106
	使用料及び賃借料	環境美化大賞表彰式	17	三河島駅土地賃借料	5	三河島駅土地賃借料	5
	手数料						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 （見込み）	目標値 （25年度）	
①	環境美化推進期間の参加者数	1,516	1,927	1,117	1,527	3,000	環境美化推進期間活動参加者数
②	歩行の喫煙率（職員による調査）	0.49%	0.31%	0.23%	—	0.20%	歩行喫煙者数÷歩行者×100
③							

問題点・課題 （指標分析）	1 歩きたばこ、自転車乗車中の喫煙、駅周辺の路上喫煙はなくなる。いかに、条例を周知し順守してもらうための効果的な方策が必要である。
	2 喫煙問題に関係する部署や区民、事業者、団体等と連携した事業展開が必要である。 3 路上喫煙禁止地区を設定してから、3年が経過した。再開発等により当初と地形が変化している箇所の見直しを図る必要がある。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区） 条例の制定 21区 未制定 1区（江戸川区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	駅美化キャンペーンを区民生活部（生活安全課）、健康部（健康推進課）とともに実施する。	24年度の実施を踏まえて、引き続き方法等の検討をする。
②	路上喫煙、歩きたばこ、自転車乗車中の喫煙の削減にむけ、区報・ホームページの他、目につきやすい場所へ条例周知のポスター等を掲示する。	引き続き、効果的な場所や掲示物を検討する。
③	路上喫煙禁止地区の見直しを実施する。	引き続き検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	区・区民・事業者及び団体が相互に協力し合い、清潔で美しい荒川区をつくる取組みは重要である。

議会質問状況 （要旨）	H16二定「歩きたばこ防止」対策（罰則規定）について H20四定「荒川区まちの環境美化条例」一部改正（12月17日公布）において罰則規定を設ける意見あり（3年後再検討すること了承） H23決特「改正後もうすぐ3年たつが、罰則適用の検討は？（懲罰規定を盛り込むのは区としてふさわしくないと思う）」
----------------	---

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	環境区民大賞運営事業	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本
		担当者名	菅野	内線	483
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	環境区民大賞運営費（28-01-03-04）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成	23年度	根拠	環境基本条例、まちの環境美化条例	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	環境配慮活動の推進[07-01]			
目的	区民の環境意識の向上とともに、様々な環境に関わる活動が実践されているが、更なる環境活動の促進を誘発するための動機付けとし、新たな「環境区民」の育成につなげることを目的とする。				
対象者等	区民・事業者及び団体等				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>区内における環境活動をさらに推進するため、日頃から積極的に環境保全や環境推進に関わる活動を行っている区民を顕彰するものである。</li> <li>環境基本計画においても、顕彰制度を創設して行うべきとの考えがあることから、環境推進部門においては、事業活動において省エネルギー対策や環境配慮などに積極的に取り組んでいる者など、環境負荷を減らす暮らし方をしている者等を想定している。</li> <li>顕彰対象部門 環境に優しい暮らし方部門、環境優先のまちづくり部門、環境を守る仕事のしかた部門、まちの環境美化推進部門</li> </ul>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成9年度からまちの環境美化条例に従い、献身的に地域美化活動を行っている区民に対し、環境美化大賞という顕彰制度を設け、表彰し意識啓発を行ってきた。</li> <li>平成23年度、環境基本計画に基づき、良好な環境推進に貢献する個人及び団体等を表彰するとともに、これまでの環境美化大賞も加え、環境に関する総合的な新たな顕彰制度として、環境推進部門と環境美化部門からなる環境区民大賞を設置した。</li> </ul>				
必要性	環境先進都市の実現に向けて、区民・事業者の様々な環境への取組を顕彰することにより、さらなる環境推進に寄与するものであり、必要性は高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） ・選定基準をもとに、環境区民大賞顕彰要領の評価表に従い、最も高評価の者に対し、4つの各部門ごとに個人1名と1団体に授与する。対象に至らなくとも高く評価できる活動に対しては、奨励賞を授与する。				

		(単位：千円)						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額						413	374
	①決算額（24年度は見込み）						259	374
	②人件費等						2,677	
	③減価償却費						3,266	
	【事務分担当】（%）						105	
	合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	6,202	374
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	6,202	374	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度
	環境区民大賞（個人）						2	
	環境区民大賞（団体）						5	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	食糧費			表彰式賄い	26	表彰式賄い	33
	一般需用費			受賞者記念品	95	受賞者記念品	208
	役務費			賞状等筆耕	33	賞状等筆耕	24
	委託料			表彰式会場設営	93	表彰式会場設営	93
	使用料及び賃借料			表彰式会場付帯設備	12	表彰式会場付帯設備	16

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	区民大賞応募者数 (個人・団体)			9	20	50	
②							
③							

(問題点分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境区民大賞は周知不足により、応募者数が少なかった。今後、いかに環境区民大賞を区民・事業者等へ周知し、応募を増やしていくか課題である。</li> <li>環境区民大賞に該当するような個人・事業者についての情報が不足している。関係部署、関連団体等から広く情報収集する必要がある。</li> <li>環境区民大賞の評価基準（審査方法）について、審査会で指摘を受けた。環境区民大賞としてふさわしい評価基準の検討が必要である。</li> </ul>
他区の実況	(実施区 未実施区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区報・ホームページへ周知のための記事を掲載する他、区施設へポスターの掲示やチラシの配布を行う。また、募集開始を早める。	24年度の実施を踏まえて、周知方法、募集方法等について引き続き検討する。
②	産業経済部や商工会議所等から情報を収集するとともに、周知及び推薦等の協力を求める。	24年度の実績を踏まえて、周知方法、募集方法等について引き続き検討する。
③	評価基準（審査基準）を見直し修正する。	24年度の審査会を踏まえて、適宜修正していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	区民・事業者・区（行政）及び団体が相互に協力し合い、清潔で美しい荒川区をつくる取組みは重要である。

議会議況(要旨)	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	地球温暖化・ヒートアイランド対策 率先事業	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本
		担当者名	萩原	内線	482
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（24年度）	地球温暖化・ヒートアイランド対策推進費（28-01-04-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 18 年度		根拠	地球温暖化防止対策の推進に関する法律、荒川区環境基本計画、	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区役所環境配慮率先行動計画、荒川区エコ助成金交付要綱	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	環境配慮活動の推進[07-01]			
目的	地球温暖化の防止やヒートアイランド対策を促進するため、区が区民、事業者に率先して、区施設へモデルとなる対策技術を率先導入するほか、区民及び事業者が建物等に太陽光発電システム等を設置・施工した場合、その一部を助成することで、環境に配慮した区民・事業者を増やすことを目的とする。				
対象者等	区民・事業者、区施設				
内容	<p>1 区施設への率先導入 駐車場の芝生化モデル設置（区役所北庁舎東側駐車場 8区画設置 [約100㎡]） 遮熱性塗装（あらかわ遊園内の一休さん号周辺、バッテリーカー、ポニー乗場待合所）</p> <p>2 エコ助成制度（23年度実績） （1）家庭用燃料電池設置助成（21件） （2）太陽光発電システム設置助成（67件、発電規模1.40kw～9.94kw） （3）遮熱性塗装施工助成（31件、施工規模46.00㎡～412.65㎡） （4）壁面緑化助成（0件） （5）屋上緑化助成（5件 施工規模8.00㎡～38.09㎡） （6）ガスエンジン給湯器設置助成（0件） （7）雨水貯水槽設置助成（2件 施工規模200ℓ～230ℓ） （8）太陽熱ソーラーシステム設置（2件 施工規模4kW） （9）太陽熱温水器設置（0件） （10）CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器（19件） （11）潜熱回収型給湯器設置（394件） （12）事業所の省エネルギー診断結果に基づき導入する省エネルギー設備設置助成（0件）</p> <p>3 打ち水クール作戦（22年度実績 ※平成23年度は、雨天のため中止） 実施場所：大門小、区役所本庁舎、区民事務所、エコセンター、保育園、商店街（おぐぎんざ、小台本銀座柳会） 参加者：240人（保育園、商店街を除く） 温度測定結果（大門小）：気温0.3℃（36.9℃→36.6℃） 地表温度△15.0℃（52.0℃→37.0℃）</p>				
経過	<p>平成17年9月 二峡小へ燃料電池装置の設置（学校の環境学習推進事業）</p> <p>平成18年5月 エコ助成金交付制度創設（家庭用燃料電池、太陽光発電システム機器、遮熱性塗装）</p> <p>7月 区施設への対策技術導入事業のうち、遮熱性塗装施工をあらかわ遊園内で実施</p> <p>8月 あらかわ打ち水クール作戦実施（七峡小、区役所本庁舎、区民事務所、保育園、商店街）</p> <p>平成19年3月 区施設への対策技術導入事業のうち、芝生の駐車場設置を区役所北庁舎駐車場で実施</p> <p>5月 エコ助成金交付制度要綱一部改正（屋上・壁面緑化助成を追加）</p> <p>12月 エコ助成金交付制度要綱一部改正（ガスエンジン給湯器助成を追加）</p> <p>平成20年5月 エコ助成金交付制度要綱一部改正（雨水貯水槽助成を追加）</p> <p>平成22年4月 エコ助成金交付制度要綱一部改正（5項目追加）</p> <p>平成24年4月 エコ助成金交付制度要綱一部改正（街なかメガソーラー項目の追加、遮熱性塗装・潜熱回収型給湯器・CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器の廃止）</p>				
必要性	<p>・対策技術の導入には未だ費用の掛かるものがあり、区民・事業者の取り組みを推進するためのインセンティブとなるため、必要性は高い。</p> <p>・区が率先して環境に配慮した取り組みを進めているPRIにもなり、具体的な対策を推進する契機となるため、必要である。</p>				
実施方法	（ 1直営 ） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算額		33,736	7,503	7,908	8,621	25,419	29,203	10,948
①決算額（24年度は見込み）		7,170	1,242	5,567	7,990	24,856	28,906	10,948
②人件費等		4,509	6,039	8,909	5,009	11,843	15,355	
③減価償却費						7,989	12,908	
【事務分担当】（%）		60	85	90	160	265	390	
合計（①+②+③）		11,679	7,281	14,476	12,999	44,688	57,169	10,948
国（特定財源）		853						
都（特定財源）								
その他（特定財源）		500	1,000	1,000	58	0	0	0
一般財源		10,326	6,281	13,476	12,941	44,688	57,169	10,948
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	エコ助成金件数	11	9	44	76	385	541	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	打ち水キャンペーン消耗品	245	打ち水キャンペーン消耗品	222	打ち水キャンペーン消耗品	247
役務費	半天クリーニング	5	半天クリーニング	0	半天クリーニング	16	
委託料	芝生の駐車場管理委託	353	芝生の駐車場管理委託	305	芝生の駐車場管理委託	304	
使用料及び賃借料	打ち水給水車賃借	32	打ち水給水車賃借	32	打ち水給水車賃借	32	
負担金補助及び交付金	エコ助成金	24,221	エコ助成金	28,347	エコ助成金	10,349	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	エコ助成利用件数	76	385	541	124	400	エコ助成利用件数
②	エコ助成荒川区街なかメガソーラー登録キロワット数（累積）	—	—	—	412.5 kW	522.5 kW	平成26年度までに、区施設設置と合わせて1,000kW（メガ）の発電量をを目指す
③							

(問題点・課題分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ・新エネ技術の必要性を区民・事業者の理解をより一層深め、普及促進のための方策をより一層充実させる必要がある。</li> <li>・エコ助成金交付制度では、従来の地球温暖化防止及びヒートアイランド対策に加え、東日本大震災による電力不足対策も併せて推進するため、再生可能エネルギーへの更なる普及拡大や新技術への助成など新たな方向性を模索する必要がある。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区） エコ助成金（太陽光発電）の状況：中野区・渋谷区・江戸川区を除く19区

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成24年度のエコ助成拡充を契機として区報、ホームページ、駅広告等の媒体を通じた区民・事業者向けPRの拡大を図る。	24年度の実績を踏まえ、引き続き各種媒体やセミナー等を通じたPRを図る。
②	太陽光発電及び家庭用燃料電池システムによって発電した電力を生かすために、「家庭用蓄電池システム」などの新しい技術へ対する助成の新規導入を検討する。	引き続き、新技術に対する助成について検討する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	地球温暖化対策は、全地球的課題であるほか、ヒートアイランド対策は、都市部において喫緊に対応すべき課題である。

議会議決（要旨）	21年1定 荒川区の強みを活かした「低炭素社会」の構築
----------	-----------------------------

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	公害規制	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本
		担当者名	石坂	内線	485
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	公害規制費（28-01-05-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成	44年度	根拠	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	環境確保条例及びその他の関係法令に基づき、公害の発生源に対して必要な規制・指導を行うとともに、事業活動その他の人の活動により発生する公害苦情に対して、相談業務・指導を行うことにより、区民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。				
対象者等	区民、事業者等				
内容	<p>1 工場認可、その他の届出の処理 工場あるいは指定作業場を設置する時は、事前に工場認可申請あるいは指定作業場設置届出を行うことが必要である。 また、「特定建設作業の届出」等の事務処理を行う。</p> <p>2 公害発生源に対する規制・指導 公害発生源者に対して規制基準の遵守や公害除去対策の指導・誘導を行う。</p> <p>3 公害苦情の処理 公害発生に伴う苦情申立により、公害発生源の調査を行い、公害発生源者に「環境確保条例」に基づき指導を行う。</p> <p>4 公害発生源の調査 2および3に関連して、公害発生源調査を行う。</p>				
経過	<p>昭和44年4月 「公害課発足」、同年7月「東京都公害防止条例」公布。 昭和45年4月 「東京都公害防止条例」施行。（知事権限の一部事務が区長に委任される） 平成13年4月 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」施行。 平成15年4月 東京都から、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の事務が区に移譲される。 平成22年3月 東京都土壌汚染対策指針制定 平成22年4月 改正土壌汚染対策法施行</p>				
必要性	騒音・振動・悪臭等の公害苦情に対し、公害発生源者に対する調査・改善指導を行うことにより、区民の健康・安全・快適な生活環境を確保することにつながるために、必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	716	1,076	1,149	875	686	5,112	917	
①決算額（24年度は見込み）	586	976	900	619	213	4,903	917	
②人件費等	56,016	44,710	33,715	30,663	23,858	23,290		
③減価償却費					8,134	8,553		
【事務分担量】（%）	800	645	455	415	277	275		
合計（①+②+③）	56,602	45,686	34,615	31,282	32,205	36,746		
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	126	121	134	119	68	99		
一般財源	56,476	45,565	34,481	31,163	32,137	36,647		
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	工場認可件数	11	16	14	8	8	12	
	工場等現場立入調査回数	671	451	201	242	306	251	
	公害発生に対する苦情件数	191	212	230	165	107	93	
	各種届出受付件数	643	700	496	538	571	521	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	公害規制用消耗品	131	公害規制用消耗品	277	公害規制用消耗品	221
	一般需用費	測定機器修繕	0	測定機器修繕	0	測定機器修繕	60
	役務費					公害防止管理者講習等	103
	委託料	測定機器法定点検	82	測定機器法定点検	54	測定機器法定点検	95
				悪臭・有害ガス調査	292	悪臭・有害ガス調査	438
				放射線測定	3,981		
	備品購入費			二オイセンサー	299		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度（見込み）	目標値（25年度）	
①	全苦情に対する完結率	—	—	72% (67/93)	80%	90%	苦情の再度申し立てが無いこと
②	長期化した苦情案件の解決数	—	—	0件	1件	2件	現在4件ある案件全てを、今後5年間で解決することを目指す
③							

（問題点・課題）	<p>最近の苦情相談では、法令等で単純に規制できない内容のものがある。                  例：ドバトへの餌やり行為に対する苦情、マンション等同一建物内の騒音など生活騒音に関する苦情など。                  また、工場の苦情解決が長期化している案件がある。                  工場認可申請に関する工事完成届の提出率が低い。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	上記の諸問題に対応するため、担当者のスキルアップを図る。公害防止管理者資格の取得や接遇研修等の研修に参加する機会を増やす。	引き続き、土壤汚染対策や大気汚染防止に関する研修会や講習会への参加を積極的に行う。
②	工場に対する指導回数を増やすなどして、指導を強化することで、提出率の向上を図る。	引き続き工場に対する指導を積極的に行う。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	区民の健康と安全を守るため、公害の発生原因や、苦情の背景を分析し、関係部と連携して早急に課題解決を図る必要がある。

議会議決要旨	なし
--------	----

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	大気汚染対策	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本
		担当者名	谷本	内線	483
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	大気汚染対策費（28-01-06-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	45年度	根拠	環境基本法、大気汚染防止法、東京都環境確保	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	条例、ダイオキシン類対策特別措置法	
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の健康を守るため、区内の大気汚染状況を把握する。</li> <li>・光化学スモッグ注意報の発令などがあった場合は、区民に周知して被害の発生を未然に防止する。</li> <li>・光化学オキシダントや浮遊粒子状物質などの大気汚染物質及び温室効果ガスの削減に向け、区公用車において低公害車の導入推進の契機となるよう、保有状況調査を行う。</li> </ul>				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民</li> <li>・自動車を保有・管理している各所管課</li> </ul>				
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大気汚染状況の把握（都の大気汚染常時測定局の測定データを収集し、区内の大気汚染状況を把握する。） 測定項目：光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、二酸化硫黄など9項目 区内の測定地点：第六瑞光小学校屋上</li> <li>2 浮遊粉じん及び金属成分等調査 調査項目：浮遊粉じん、鉄、亜鉛、鉛、発がん性物質の多環芳香族炭化水素など11項目、年6回 調査地点：がん予防・健康づくりセンター屋上</li> <li>3 酸性雨調査（一雨ごとに調査） 調査項目：降雨量、水素イオン濃度、導電率の3項目（塩素イオン、硝酸イオン、硫酸イオンは平成21年度もって中止した。） 調査地点：がん予防・健康づくりセンター屋上</li> <li>4 眺望調査（大気汚染状況の把握のために、土・日・休日を除く毎朝調査している。） 調査対象：富士山、筑波山など、遠近7カ所を対象 調査地点：区役所本庁舎</li> <li>5 光化学スモッグ対策 光化学スモッグ情報などの発令・解除があった場合は、「荒川区光化学スモッグ緊急時措置要領」に基づき、区内全域に対しては防災無線やツイッターなどで、保育園や幼稚園・小中学校に対してはファクシミリで通報することにより、被害の発生を未然に防ぐ。</li> <li>6 区公用車の低公害車導入率調査及びその啓発。</li> <li>7 ダイオキシン類の情報収集。</li> </ol>				
経過	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大気汚染状況の把握 区独自の窒素酸化物測定局を尾久区民事務所に設けていたが、H9年度末に廃止</li> <li>2 浮遊粉じん及び金属成分等調査 S46～6カ所（直営）、H5～3カ所（委託）、H12～1カ所（委託）</li> <li>3 酸性雨調査 H6～</li> <li>4 眺望調査 H8～</li> <li>5 光化学スモッグ対策 注意報などに関する都から区への情報提供方法が、H10～同時通報無線⇒同時通報FAXに変わった。区内学校などへの学校情報は、H14～都の直接提供⇒都から区を通じての情報提供に変わった。</li> </ol>				
必要性	区民の健康を守るため、大気の状態を定期的な調査により把握し、区民に周知するなど事業の継続が必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大気汚染状況の把握、2 浮遊粉じん及び金属成分等調査は委託で実施した。（23年度委託料299千円 年6回）</li> <li>3 酸性雨調査（非常勤）、4 眺望調査（非常勤）、5 光化学スモッグ対策（非常勤）</li> </ol>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	1,661	1,440	1,214	1,213	959	377	510	
①決算額（24年度は見込み）	1,167	1,015	804	1,046	585	377	510	
②人件費等	14,243	6,770	5,333	2,443	1,988	1,937		
③減価償却費					1,743	1,555		
【事務分担量】（%）	210	115	95	75	50	50		
合計（①+②+③）	15,410	7,785	6,137	3,489	4,316	3,869	510	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	15,410	7,785	6,137	3,489	4,316	3,869	510	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	浮遊粉じん・酸性雨・眺望調査	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	光化学スモッグ対策	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	調査用器具及び薬品	75	調査用器具及び薬品	78	調査用器具及び薬品	61
	一般需用費	物品等修繕	0	物品修繕	0	物品修繕	30
	委託料	浮遊粉じん等調査委託	510	浮遊粉じん等調査委託	299	浮遊粉じん等調査委託	419
	備品購入費	測定機器	0	測定機器	0	測定機器	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	環境基準達成状況 (光化学オキシダントOx)	×	×	×	—	○	○：環境基準達成 ×：環境基準未達成
②	VOC排出量削減対策事業への事業者の参加件数	—	—	—	20	50	セミナー、アドバイザー派遣等の東京都が実施する排出量削減対策事業
③	低公害車導入率（%）	88.3%	88.1%	91.5%	91.5%	95.0%	区が管理、保有する低公害車の導入率

（問題点・課題）  
 ・大気汚染物質の環境基準達成状況をみると、光化学オキシダントのみ達成できていない。光化学オキシダントの主要な原因物質の一つとして、工場等から排出される揮発性有機化合物（VOC）が挙げられる。大気環境の改善を図るためVOCの排出量削減は重要課題である。  
 ・大気汚染の主要原因の一つとして自動車の排出ガスがある。より良い大気環境を目指すために一層の低公害車の導入促進や自動車の適正利用などの啓発を行う必要がある。

他区の実況	（実施区）	（未実施区）
・区独自の大気汚染常時監視局設置	実施 19区	未実施 3区 ※荒川区は実施なし（H9年度廃止）
・粉じん中の重金属調査	実施 7区	未実施 15区 ※荒川区は実施
・酸性雨調査	実施 5区	未実施 17区 ※荒川区は実施

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	VOC取扱量の多い事業者に対して、VOC排出量抑制のための啓発事業（セミナー、技術ガイド、アドバイザー派遣等）の活用を促す。	24年度の実績を踏まえて、対象事業者の拡大を検討する。
②	低公害車の利用と導入促進を図る。	継続的に実施する。
③	大気調査の結果を、分かりやすく興味を引く情報提供をする。	継続的に実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	継続して環境調査を行い、大気汚染状況の経年の把握をする必要がある。

（状況）  
 ・H19三定 都内の大気測定局数について

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	水質汚濁対策	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本
		担当者名	菊嶋	内線	485
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	水質汚濁対策費(28-01-07-01)				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	46年度	根拠法令等	環境基本法、水質汚濁防止法、隅田川水系浄化対策連絡協議会規約	
終期設定	○有 ●無		年度		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[Ⅳ]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	区民の健康を保護し、環境保全の意欲と増進を図るため、公共用水域（隅田川）の水質状況を調査・把握する。隅田川の流域9区による水質浄化や水辺環境保全に向けた合同水質調査や啓発を行う。				
対象者等	隅田川水系周辺に居住する住民				
内容	<p>1 隅田川の水質調査 調査項目：水素イオン濃度、溶存酸素、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、塩化物イオンなど 調査地点：尾竹橋・年12回、小台橋・年2回 平成23年度の尾竹橋における調査結果は、溶存酸素の環境基準達成率67%（8/12）、生物化学的酸素要求量の環境基準達成率83%（10/12）であった。</p> <p>2 隅田川の底質調査（※環境基準はない） 調査項目：鉛、砒素、総水銀、ポリ塩化ビフェニルなど16項目 調査地点：尾竹橋・年1回</p> <p>3 隅田川水系浄化対策連絡協議会 本協議会は、隅田川とその支川である新河岸川、石神井川、白子川流域自治体（荒川、中央、台東、墨田、江東、北、板橋、練馬、足立の9区）が合同で、隅田川水系水質浄化及び水辺環境向上を目的に活動している。活動内容は、合同水質調査（年2回）、合同視察、講演会の開催、情報交換などである。</p>				
経過	<p>1 隅田川の水質調査 白鬚橋、尾竹橋、小台橋の3地点について、年に各12回の調査を実施していたが、平成10年度から2地点（尾竹橋、小台橋）、年12+2回に変更した。以前は直営で行っていたが、平成5年度から委託で調査している。</p> <p>2 隅田川の底質調査 平成2年度に白鬚橋、尾竹橋、小台橋の3地点について、年に各1回で調査開始したが、平成10年度から尾竹橋1地点に変更した。以前は直営で行っていたが、平成5年度から委託で調査している。</p> <p>3 隅田川水系浄化対策連絡協議会 流域9区の相互協力により昭和53年度に発足し、以降、毎年活動を実施している。</p>				
必要性	区民の健康を守り、隅田川の水質浄化及び水辺環境向上及び環境保全への意欲の増進のため、調査など事業の継続が必要である。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 委託により実施（委託料：405千円）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算額		1,243	1,431	1,155	679	786	262	451
①決算額（24年度は見込み）		726	681	855	593	476	248	451
②人件費等		6,456	4,758	4,723	3,258	3,136	2,813	
③減価償却費						1,307	1,244	
【事務分担量】（%）		90	70	70	60	38	40	
合計（①+②+③）		7,182	5,439	5,578	3,851	4,919	4,305	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		7,182	5,439	5,578	3,851	4,919	4,305	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	隅田川水質調査 尾竹橋水質・底質	12回・1回	12回・1回	12回・1回	12回・1回	12回・1回	12回・1回	12回・1回
	小台橋 水質	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回
	計 水質・底質	14回・1回	14回・1回	14回・1回	14回・1回	14回・1回	14回・1回	14回・1回

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	消耗品費	水質調査用消耗品	25	水質調査用消耗品	29	水質調査用消耗品	45
	委託料	水質検査分析委託	205	水質検査分析委託	219	水質検査分析委託	406
	委託料	隅田川ポンプ	246	隅田川ポンプ	0	隅田川ポンプ	0

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	尾竹橋での生物化学的酸素要求量(BOD) 75%水質値達成状況	○ (3.9)	○ (3.7)	○ (3.9)	—	○	○ : 5.0以下 × : 5.1以上
②							※75%水質値 各月のデータを水質の良いものから12個並べたとき、水質の良い方から9番目の値
③							

(問題点・課題分析)	<p>・隅田川の水質は改善されてきているが、近年は横ばいの状況にある。水質調査の結果を速やかに区民へ周知し、隅田川の水質に関心を持ってもらうことで、区民の環境に対する意識を高めるとともに、環境に配慮した行動につなげていく必要がある。</p> <p>・隅田川水系浄化対策連絡協議会は、昭和53年度に発足し33年経過した。要請行動は、平成16年度より行っていないが、各区が連携をとりながら、今後も地道な活動を継続していく必要がある。</p>
他区の実況	<p>(実施 19 区 未実施 3 区)</p> <p>※河川等水質の定期測定 荒川区は月に1回実施</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	継続的に水質調査を実施し、調査結果を分かりやすく興味を引くように情報提供をする。	引き続き水質調査を実施し、周知方法等の検討をする。
②	隅田川水系浄化対策連絡協議会9区による勉強会などを通じ、連携をはかる。	引き続き隅田川水系浄化対策連絡協議会を開催し、新たな課題について検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	隅田川で繋がる他自治体と連携し、継続的な河川の水質調査をもとに、良好な河川環境の保全を進める必要がある。

議 会 （ 要 旨 ） 状	
---------------------------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	騒音・振動対策	部課名 担当者名	環境清掃部環境課 本間	課長名 内線	山本 485
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（24年度）	騒音・振動対策費（28-01-08-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成	52 年度	根拠 法令等	環境基本法、騒音基本法、振動規制法	
終期設定	○ 有 ● 無		年度		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	区民の生活環境を守るため、自動車騒音の常時監視を継続的に行い、環境基準の達成状況を面的・長期的に把握する。また、道路及び鉄道（新幹線・在来線）の騒音・振動及び交通量の実態を把握する。				
対象者等	区民				
内容	<p>1 自動車騒音の常時監視 区内主要幹線道路の基準点などにおいて調査を実施し、実態を把握するとともに調査結果を国に報告する。 調査項目：騒音、交通量、沿道の状況、後背地の状況 調査地点：平成20年度 尾竹橋通り(町屋8丁目)、尾久橋通り(東日暮里5丁目)の2地点 平成21年度 日光街道(南千住5丁目)、言問大谷田線(南千住3丁目)の2地点 平成22年度 尾久橋通り(東尾久1丁目)、明治通り(荒川3丁目)の2地点 平成23年度 道灌山通り(西日暮里1丁目)、コソ通り(南千住2丁目)の2地点 平成24年度 尾竹橋通り(東日暮里4丁目)、小台通り(西尾久1丁目)の2地点(予定) 調査時間：騒音及び交通量は24時間</p> <p>2 道路交通騒音・振動調査 調査項目：騒音、振動、交通量 調査地点：日光街道、明治通り、尾久橋通り、尾竹橋通り(2地点)、日暮里中央通り、旭電化通りの計7地点。 ※平成23年度の調査では、日光街道(南千住1丁目)の夜間で要請限度を超え、日光街道(南千住1丁目)の昼間、尾久通り(東尾久2丁目)の昼・夜間、日暮里中央通り(東日暮里6丁目)の夜間、旭電化通り(東尾久6丁目)昼・夜間で環境基準を超えた。</p> <p>3 必要に応じて、在来線鉄道騒音調査を行う。</p>				
経過	<p>①自動車騒音の常時監視 平成15年4月に都から特別区に移譲された法定受託事務である。</p> <p>②道路交通騒音・振動調査 以前は5地点で実施していたが、平成元年度から7地点で調査を行っている。</p> <p>③新幹線鉄道騒音調査 昭和60・61年度、平成2・5・8・11・14・17・20年度に実施した。 (平成20年度を最後に調査は行っていない。)</p> <p>④その他調査 京成線高架部分の大規模改修工事に係る調査として、平成16・21・22年度に京成線鉄道騒音調査を実施した。</p>				
必要性	区民の生活環境を守るため、継続的な調査が必要である。				
実施方法	( 2一部委託 ) ( 直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員 ) ①自動車騒音常時監視 全部委託 委託料(予算額) 700千円 ②道路交通騒音・振動調査 ③新幹線鉄道騒音調査 ④その他調査 直営				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算額		3,142	2,204	1,600	1,148	1,075	593	888
①決算額(24年度は見込み)		1,495	1,203	1,600	1,047	612	538	888
②人件費等		7,310	5,185	6,147	3,909	4,901	5,354	
③減価償却費						2,324	2,177	
【事務分担量】(%)		100	75	90	75	63	70	
合計(①+②+③)		8,805	6,388	7,747	4,956	7,837	8,069	888
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源		8,805	6,388	7,747	4,956	7,837	8,069	888
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	自動車騒音の常時監視	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	道路交通騒音・振動調査	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	新幹線鉄道騒音調査	—	—	実施	—	—	—	—

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	自動車騒音振動調査	9	自動車騒音振動調査	9	自動車騒音振動調査	9
	一般需用費	消耗品購入	26	消耗品購入	14	消耗品購入	0
		物品修繕	0	物品修繕	11	物品修繕	60
	委託料	自動車騒音常時監視	578	自動車騒音常時監視	504	自動車騒音常時監視	700
		騒音計点検	0			振動計点検	65
						レベルレコーダ点検	54

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	道路交通騒音環境基準達成状況	昼:5/7 夜:4/7	昼:3/7 夜:1/7	昼:4/7 夜:3/7	—	昼:7/7 夜:7/7	分子：達成地点数 分母：調査地点数（7地点）
②	自動車騒音常時監視環境基準達成率	昼100 夜80.3	昼100 夜96.1	昼100 夜98.3	—	昼:100 夜:100	評価範囲内の住宅のうち、環境基準を達成した住宅の割合（単位：%）
③							

問題点・課題 (指標分析)	・毎年実施している、道路交通騒音振動調査の結果を、広く区民へ周知し関心を深めることで、公害問題に対する意識を高めていく。	
	他区の実況	（実施区 未実施区） ①自動車騒音の常時監視 実施 22区 ②道路交通騒音・振動調査 実施 22区 ③鉄道騒音・振動調査 実施 10区 未実施 12区 ※荒川区は未実施

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	調査結果を区民に分かりやすく興味を引くように情報提供をする。	引き続き、関心や興味を引く情報提供の方法を検討する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	基礎資料として必要なため継続していく。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	特殊有害物質処分	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本
		担当者名	本間	内線	485
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	特殊有害物質処分費(28-01-09-01)				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	18年度	根拠	PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	
終期設定	●有 ○無	28年度	法令等	法	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管、処分等について、確実かつ適正な処理をおこない、区民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。				
対象者等	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物				
内容	<p>PCBが難分解性であり、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であること、並びにわが国においてPCB廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあるため、PCB廃棄物の保管、処分等について、特別措置法による規制が行われた。</p> <p>（特別措置法の概略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCB廃棄物の処理計画の策定</li> <li>・PCB廃棄物を保管している事業者の保管・処分状況の届出</li> <li>・法施行日（平成13年7月15日）から起算して15年以内に処分（処理期限 平成28年7月14日）</li> </ul> <p>これにより、区のPCB廃棄物の処分は、平成18年度に一括処理を予定していたが、処理施設の事故等により処理予定が変更され、平成19年度、平成20年度にそれぞれ1/2の処理を計画したが、平成19年度についても処分事業者から受入が困難であることが報告された。その後、平成20、21年度に高圧コンデンサをそれぞれ17台ずつ処分。平成22年度に高圧コンデンサ2台を処分し、荒川区で保管していた高圧コンデンサに関しては、全て処分が完了した。</p>				
経過	<p>平成18年度 処理施設の事故等により処分委託できず</p> <p>平成19年度 処理施設の事故等の影響により処分委託できず</p> <p>平成20年度 高圧コンデンサ17台を処分</p> <p>平成21年度 高圧コンデンサ17台を処分</p> <p>平成22年度 高圧コンデンサ2台を処分</p> <p>平成23年度 微量PCB廃棄物が5台、新たに発見された</p>				
必要性	PCBが難分解性であり、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることから、速やかに処分することが必要である。				
実施方法	<p>（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>日本安全事業(株)（100%政府出資）に処分を委託する。微量PCB汚染廃棄物（PCB濃度0.5mg/Kg以下）は、国が認定した産業廃棄物焼却施設等で処理をしなければならない。平成24年4月現在、荒川区の微量PCB汚染廃棄物を処理可能な施設はないが、今後、認定施設ができ次第、処理を行う。</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	43,200	21,600	12,000	10,096	4,730	174	893	
①決算額（24年度は見込み）	0	0	9,378	9,458	1,159	100	893	
②人件費等		0	2,965	4,724	1,918	2,541		
③減価償却費					1,453	933		
【事務分担量】（%）		0	35	70	22	30		
合計（①+②+③）	0	0	12,343	14,182	4,530	3,574	893	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	43,200	21,600	12,343	14,182	4,730	174	893	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	高濃度PCB廃棄物処分件数	0	0	17	17	2	0	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	特殊有害物質運搬費	71				
	委託料	特殊有害物質処分委託	1,088	PCB漏洩防止処理委託	100	PCB定量分析	121
		PCB定量分析	0			区施設の微量PCB分析	772

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	PCB廃棄物の区保管量 (kg)	7,872	7,829	7,793	7,793	0	PCB廃棄物の保管全量を、全て処分する。
②							
③							

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安定器の処分方法が確立されていないため、当分の間適切に保管しなければならない。</li> <li>・ 微量PCB汚染廃棄物は13台あるが、現在認定処分施設がないため、しばらく保管しなければならない。</li> </ul>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>微量PCB廃棄物の処分事業者は数社存在するが、愛媛県や富山県などすべて遠方であり。多額の運搬費がかかるため、処分を依頼するのは現実的でない。現在は関東近郊に処分業者ができるのを待っている状況である。他区も同様の状況である。</p>

問題点・課題の改善策検討	
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	<p>微量PCB廃棄物及び安定器の処分時期が未確定のため、適切に保管されているか定期的に保管状況を確認する。</p>
②	
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	PCBの特別措置法に基づき、適切に処理する。

議会議案 （要旨）	
--------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	低炭素地域づくりの推進	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本
		担当者名	塚野	内線	482
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	低炭素地域づくり推進費（28-01-10-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 20 年度		根拠	地球温暖化対策の推進に関する法律、	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区環境基本計画、荒川区低炭素地域づくり計画	
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	環境配慮活動の推進[07-01]			
目的	地球温暖化防止のため、区民、事業者、区等が協働して、CO <sub>2</sub> 削減に向けた対策の協議、計画の策定及びその推進を進め、荒川区において低炭素型地域社会の構築を目指す。				
対象者等	区民、事業者、区来訪者、区				
内容	<p>1 荒川区低炭素地域づくり協議会の開催（全3回） 22年10月に策定した、「荒川区低炭素地域づくり計画」に基づき、荒川区低炭素地域づくり協議会（以下「協議会」という。）において、具体的な取り組みを検討・推進していく。【21年6月1日設立、23年6月現在委員16名】</p> <p>2 家庭向け対策 （1）環境区民リーダーの養成 セミナーの開催等により、低炭素地域づくりを担う地域活動のリーダー的な人材・NPOを育成する。 （2）家庭向けの省エネ研修会の開催及び省エネナビ等の貸し出し 各家庭で取り組める省エネ活動について、町会やマンション等の単位で研修会を開催する。 また、省エネナビ（電力使用量やCO<sub>2</sub>排出量が一目でわかる機器）等の貸し出しを行う。</p> <p>3 事業者向け対策 （1）省エネ研修会の開催 東京都と連携し、事業者向けの研修会を開催し、省エネ診断等を推進する。 （2）エコ協定の推進 区と事業者との間で、地球温暖化防止活動等の環境活動に関する自主的な協定を締結し、事業者の環境配慮行動を推進する。</p> <p>4 環境交通の対策（「環境交通のまち あらかわ」の実現に向けた、環境的に持続可能な交通施策） （1）エコドライブの推進（エコドライブ教習会の実施） （2）モビリティ・マネジメントの実施（転入者向け交通情報提供冊子の配布） （3）カーシェアリングの普及促進 （4）その他 環境交通普及啓発イベントの実施（ブース出展・環境にやさしい乗り物等の展示や試乗など） 小・中学校における環境交通学習会の実施</p>				
経過	<p>18年12月 国土交通省環境行動計画モデル事業採択 19年3月 環境交通政策有識者会議を設置して学識経験者、関係事業者等と検討し、区としての環境交通の方向性などを報告書としてまとめた。 19年4月 ESTモデル事業協議会設立 20年2月 環境交通省「Ecoギ-詳細ビジョン」策定【NEDO補助事業】 20年6月 環境省低炭素地域づくり面的対策推進事業採択 20年6月～21年2月 荒川区「環境行動計画モデル事業」協議会において、運輸部門の温暖化対策を検討 21年6月 荒川区低炭素地域づくり協議会設立 22年2月 第1回EST交通環境大賞優秀賞を受賞 22年10月 協議会における検討に基づき、「荒川区低炭素地域づくり計画」を策定</p>				
必要性	低炭素型地域社会を築き、地球温暖化を防止するためには、区民、事業者、区が協働し、それぞれにおいて、計画的かつ継続的に、具体的な行動をとる必要がある。そうした行動の基となる、低炭素地域づくりのための計画を策定し、様々な主体が参加する協議会を中心に推進していくことは、必要性が高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額				4,523	17,019	7,590	3,054	
①決算額（24年度は見込み）				2,470	12,619	5,923	3,054	
②人件費等				9,285	12,540	19,118		
③減価償却費					11,911	11,196		
【事務分担量】（%）				205	205	280		
合計（①+②+③）	0	0	0	11,755	37,070	36,237	3,054	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	11,755	37,070	5,922	3,054	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	会議・協議会等開催数			10	14	2	3	3

事務事業分析シート（平成24年度）

NO.7

節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
賃金	エコドライブ教習会賃金	27	エコドライブ教習会賃金	7	エコドライブ教習会賃金	15
報償費	低炭素地域づくり協議会委員謝礼	356	低炭素地域づくり協議会委員謝礼	147	低炭素地域づくり協議会委員謝礼	299
旅費		1	低炭素地域づくり協議会委員旅費	1	低炭素地域づくり協議会委員旅費	9
食糧費	低炭素地域づくり協議会賄い	6	低炭素地域づくり協議会賄い	38	低炭素地域づくり協議会賄い	30
一般需用費	低炭素地域づくり計画印刷製本	1,701	MM冊子印刷製本	592	電気自動車用電源供給装置	331
役務費	エコドライブ教習会講師派遣	140	エコドライブ教習会講師派遣	40	エコドライブ教習会講師派遣	312
委託料	環境区民リーダー講座運営委託	8,601	EVカーシェアリング運営委託	4,893	省エネナビ取り付け業務委託	1,820
その他使用料及び賃借料	エコドライブレンタカー賃借	149	エコドライブ教習会レンタカー賃借	95	エコドライブ教習会レンタカー賃借	138
備品購入費	貸し出し用省エネナビ	1,514				
負担金補助及び交付金	普及啓発イベントポスター作成負担金等	124	普及啓発イベントポスター作成負担金等	100	普及啓発イベントポスター作成負担金等	100
公課費			電気自動車重量税印紙	10		

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	省エネ研修会参加者数 ( ) 内は研修会実施数	—	71 (2)	37 (2)	80 (2)	100 (2)	事業者向けの研修会参加者数
②	環境交通イベント参加者数	3,000	3,000	5,000	5,000	5,500	
③	あらかわエコ協定 (参加事業者累計)	75	75	75	100 (目標)	200	環境負荷を減らす取組をしている事業者の登録数

(問題点・課題分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策・低炭素地域づくりの取り組みを具体的に推進していくためには、協議会を中心に、各主体が協働し取り組みを進めていく仕組みづくりが必要である。</li> <li>・事業者のエコ協定事業が有効に活用されていない</li> </ul>
他区の実施状況	（実施 20 区 未実施 2 区） 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定状況

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	協議会が中心になって、区民・事業者・区が協働で低炭素地域づくりに取り組んでいける仕組みを検討していく。	環境に積極的にかかわる人材を増やし、そのネットワークを構築することにより、協働による事業を推進していく。
②	エコ協定の見直しを行い、より良い協定方法を検討していく。	協定方法など見直しにより、事業者の環境活動を活性化させる。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	低炭素型の地域社会の構築を目指して、区民・事業者・区（行政）が協働して取り組んでいくことができる低炭素地域づくり計画を推進する必要がある。

議会（要旨）状況	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	あらかわエコセンター管理運営費	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本
		担当者名	板垣	内線	486
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	あらかわエコセンター管理運営費（28-01-11-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	19年度	根拠	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律、環境基本計画	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	環境配慮活動の推進[07-01]			
目的	あらかわエコセンターは、区民、事業者、区が一体となって環境問題に取り組む（環境区民）環境政策の拠点として、「幸福実感都市あらかわ」の都市像の一つである環境先進都市を目指し、平成21年2月1日に設置された。センターでは、太陽光発電や雨水利用設備、屋上緑化、壁面緑化等環境に配慮した設備を備えるほか、常設展示や企画展示を行うなど、環境に関する情報発信基地としての機能を果たしている。また、運営に当たっては、広く区民に利用され、親しまれる施設となる仕組みを作れるように、改修後は会議室等の夜間・休日貸出を行うなどを図っている。				
対象者等	①環境実習室・研修室（環境団体・環境ボランティア） ②情報提供コーナー（区民一般、小中学生、事業者）				
内容	①環境実習室・研修室 環境に関する活動を行う区民及び団体支援として、会議室や環境実習室など活動の場の提供を行う。 ②情報提供コーナー（区民一般、小中学生、事業者） エアロバイク発電機や大型太陽熱集熱炉、サンドブラスト装置、生ごみ処理機、大型水槽などの環境啓発物品や環境に関する各種書籍等を配備し、環境に関する情報発信を行う。 なお、3階については、企業等と連携した最先端のエネルギー技術、リサイクル技術、電気自動車の技術などの紹介や、環境団体の取組等を紹介する環境活動支援コーナーや、リサイクル工房を開催する環境実習室を配置するとともに、エコ助成制度の周知と省エネ機器等への理解を深めるため環境関連機器の展示等を行う。				
経過	【着工】平成19年度に旧保健所の改築着工 【当初開設】21年1月竣工、21年2月開設 【全面開設】23年7月末				
必要性	環境学習等の環境政策を総合的に推進するためには、区民・事業者・区が協働して環境活動に取り組める拠点が必要である。環境に関する継続的で体系的な拠点施設となるよう、区民参加の呼びかけ、活動支援の場の提供、活動の核となる団体への組織化へと、さらなる環境施策の推進を図っていく。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員) ふれあい館等と異なり環境課執務室を有するほか、既存の施設を改築したため施設管理を外部に任せるには課題が多いことから、直営で運営する。ただし、3階情報提供コーナーの管理及び連続して行う区民向け講座など一部の事業は業務委託で実施している。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額			225,641	15,268	10,691	20,771	11,512	
①決算額(24年度は見込み)			209,336	11,751	8,081	18,331	11,512	
②人件費等			11,262	26,877	27,503	26,725		
③減価償却費					11,039	11,818		
【事務分担量】(%)			165	400	380	380		
合計(①+②+③)	0	0	220,598	38,628	46,623	56,874	11,512	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)			6,123	4,757	3,920	4,119	3,076	
一般財源	0	0	214,475	33,871	42,703	52,755	8,436	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報償費	事業検討会報酬	0	事業検討会報酬	0		0
旅費			山形県出張旅費	0		0
光熱水費	電気・ガス・水道料金	1,363	電気・ガス・水道料金	1,898	電気・ガス・水道料金	2,327
食糧費	事業検討会賄い	0	事業検討会賄い	3		0
消耗品費	環境関連図書、印刷機関連消耗品	777	環境関連図書、印刷機関連消耗品	691	環境関連図書、印刷機関連消耗品	802
印刷製本費			リーフレット作成	0	リーフレット作成	0
物品修繕費	印刷機修繕	46	印刷機修繕	16	印刷機修繕	32
家屋等修繕費	家屋等修繕	408	3階改修に伴う修繕	943	家屋等修繕	263
役員費	電話料・受信料・ごみ処理手数料	252	電話料・受信料・ごみ処理手数料	88	電話料・受信料・ごみ処理手数料	264
委託料	清掃業務・各種保守委託	5,235	清掃業務・各種保守委託	6,678	清掃業務・各種保守委託	7,771
使用料及び賃借料			啓発展示著作権使用料	0	啓発展示著作権使用料	53
工事請負費			3階内部・その他改修	7,515		0
備品購入費			3階初度調弁	499		0

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	施設利用者数	7,750	7,750	7,750		10,000	
②							
③							

（問題点・課題分析）	<p>「環境政策の拠点」として環境区民の育成を図ることを視野に入れ、費用対効果を考慮しつつ、効果的で無駄の無い運営方法の検討が必要である。</p> <p>また、平成24年度から、3階展示スペース及び情報提供コーナーの運営について、区内環境団体に一部業務委託を開始している。今後は、当該環境団体と協力して、現場のニーズを的確に取り入れた展示をするなどの工夫をしていく必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 12 区 未実施 10 区）</p> <p>港、新宿、台東、墨田、江東、品川、目黒、中野、杉並、北、板橋、江戸川</p>

問題点・課題の改善策検討	
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	情報コーナーの発展・充実
②	
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	区民・事業者・区（行政）が協働して環境政策を推進するための拠点となる重要な施設である。

議（会）質（問）状	<p>・平成22年一定 「エコセンターの今後の展望について」</p>
-----------	------------------------------------

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	太陽光発電設備導入推進		部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本
			担当者名	白石	内線	482
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）		太陽光発電設備導入推進費（28-01-12-01）				
事務事業の種類	● 新規事業（● 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 24 年度		根拠法令等	地球温暖化対策の推進に関する法律、荒川区環境基本計画、荒川区低炭素地域づくり計画		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]				
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]				
	施策	環境配慮活動の推進[07-01]				
目的	東日本大震災の影響による電力供給不足や地球温暖化等の問題に対応し、地域におけるエネルギー創出や地産地消、再生可能エネルギーの導入を推進するため、区施設での太陽光発電導入によるエネルギー創出拡大を図る。					
対象者等	区民、事業者、区					
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入可能性のある区施設（42施設）のうち、太陽光発電システムを導入できる施設に優先順位を定め、順次導入を行う。</li> <li>・ 設置場所は、避難所となる施設などを優先して設置する。</li> <li>・ 24年度は、5施設に合計50kW程度を導入する。</li> <li>・ 災害等による電力供給停止時には、自立運転による小電力を非常用電源の補完用として活用する。</li> </ul>					
経過	22年10月 「荒川区低炭素地域づくり計画」を策定 24年 3月 荒川区街なかメガソーラー～みんなの発電所計画～事業として、区施設へ太陽光発電設備を計画的に導入していくことを決定					
必要性	電力供給不足や地球温暖化対策、災害時における電力の補完用への対応から、再生可能エネルギーの導入拡大を図ることは、必要性が高い。					
実施方法	( 2一部委託 ) ( 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 )					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算額								69,000
①決算額（24年度は見込み）								69,000
②人件費等								
③減価償却費								
【事務分担量】（%）								
合計（①+②+③）		0	0	0	0	0	0	69,000
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	0	0	0	69,000
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料					構造計算・設計委託	4,000
	工事請負費					太陽光パネル設置工事	65,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	太陽光発電設備設置の区施設数 (累計)	12	14	17	25	30	
②	区施設への太陽光発電設備導入 量 (累計)	185	199	214	291	341	平成26年度までに、区民設置と合わせて1,000kW（メガ）の発電量を目指す

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入にあたっては、避難所となる施設などを優先して設置場所を選定していくものとしているが、現在の利用形態等を勘案する必要がある。導入経費が大きいことも、導入推進における課題である。</li> <li>既存の区施設でどのくらい太陽光発電設備を導入することができるかを把握する必要がある。</li> </ul>	
	他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 区施設への太陽光発電システム導入状況

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	既存の区施設における効率的な太陽光発電設備の導入可能性について検討する。	24年度の検討結果に基づき、太陽光発電設備の計画的導入を検討する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	低炭素型の地域社会の構築を目指して、区民・事業者・区（行政）が協働して取り組んでいくことができる低炭素地域づくり・再生可能エネルギーの導入を進めていく必要がある。

議会質問状況（要旨）	23年2定	区施設、他の公的機関、民間事業者関係施設などに太陽光発電システムの導入を働きかけるとともに、建設予定施設も自然エネルギーの導入などを求める。 再生可能エネルギー活用目標を設定し、あわせて自然エネルギーを活用したPPS事業者育成を研究すること。
	24年1定	